

## 特別養護老人ホームの「特例入所」に関するQ&A

Q 特例入所に係る要件①～⑤に該当する理由のわかる資料とは何を指すのか。特例入所該当申出書の施設記入欄に、「家族からの聞き取り」と記入してもよいのか。

A

以下に例示します。

①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

⇒「特別養護老人ホーム特例入所に係る照会書」による本市への照会結果

②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる

⇒各手帳の写し

※以下の③、④については、特別養護老人ホームへの「特例入所」を判断する前に、入所指針6「特別な事由による入所」への該当についても確認してください。

③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること

⇒虐待が疑われる場合、区役所等の関係機関に連絡を要する可能性が高いため、その経過や得た情報を記録してください。

④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

⇒生活環境や介護者の状況、現在の介護サービス・生活支援サービスの利用状況について本人・家族等からの聞き取り。

⑤上記4要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用が困難であること。

⇒下記QAを参考としてください。

Q 「特例入所判定可否について意見書(様式3)を用いて名古屋市に意見を求めることができる」とあるが、必ず市に意見を求めなければならないか。(R4.9.15 追記)

A

名古屋市への意見照会は必須ではなく、各施設において要件に合致するかどうか判断していただいて差し支えありません。なお、意見照会は、特例入所に係る要件⑤「上記4要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用が困難であること。」に該当すると考えられる場合に行っていただくことを想定しています。照会いただいた場合、本市は要件に準ずる状態が複合的に生じているかどうか、また代替サービスの利用が困難であるか等を以下の観点で確認のうえ、意見を表明しております。

- 要件に準ずる状態が複合的に生じていること  
(認知症や障害程度、家族の状況等について、基準に準じた状態であり、かつ複合的に課題を抱えているかどうか)
- 居宅サービスの利用が困難であること  
(住居の有無、介護者の有無、住環境等)
- 他の施設・居住系サービスの利用が困難であること  
(金銭的な条件、環境的な条件、医療依存度等)

各施設で判断していただく場合は、上記の状態が分かる記録や挙証となる資料等により、特例的な入所と認める根拠を明らかにしておいてください。

また、意見照会をいただく場合、優先入所指針3(1)に定める「入所候補者」として選定するよりも前に照会してください。

Q 平成27年3月までに入所した要介護1,2の入所者が入院等によりいったん退所した場合、退院後の再入所は新規入所として扱う(入所判定を行う)とされているが、入院後3か月以内に退所⇒再入所可能となった場合も同様なのか。

A 退所により契約解除となった場合は、新規入所として取り扱うこととなります。